

ラオスにおける司法職務（法曹）の養成と促進活動について¹

ラオス人民民主共和国
司法省国立司法研修所副所長
ベッサマイ・サイモンクン

まず、尊敬する内藤部長をはじめとする I C D 関係者、日本側の先生、J I C A 関係者、ラオスにいらっしゃる皆様、本日はよろしく申し上げます。

まず、自己紹介をさせていただきます。私はベッサマイ・サイモンクンと申します。ラオス司法省国立司法研修所の副所長を務めています。現在は日本の慶應義塾大学の方で修士の勉強をしています。

本日は、ラオスの司法職務である裁判官、検察官、弁護士のカリキュラムについて発表し、皆さんと意見交換できることを光栄に思います。

では、早速発表に入りたいと思います。

発表中に疑問や意見がございましたら適宜に言っていただければと思います。発表後の意見交換の時間に意見交換をすることもできるのでどうぞよろしく願いいたします。

ラオスにおける司法職務（法曹）の 養成と促進活動について



発表者：ベッサマイ・サイモンクン
慶應義塾大学の留学生

本日私が発表するテーマはラオスの司法職務における養成制度についてです。まず内容に入る前に写真だけ紹介します。これはラオスの国立司法研修所の建物です。

¹ 本稿は、ラオスから慶應義塾大学大学院法務研究科に留学中の留学生2名をインターンとして当部で受け入れた際、同留学生から発表された内容を記事にしたものである。インターンの内容については I C D NEWS 9 1 号 7 8 頁参照。

ラオスにおける司法職務 の養成及び促進活動について

- I. 司法職務の養成と促進活動
- II. ラオスにおける司法職務の課題



本日発表するテーマは二つあります。一つ目はラオスにおける司法職務の養成について、二つ目がラオスの司法職務養成における課題です。

今、写真に載っているのは国立司法研修所の図書館です。学生が勉強する模様が写っています。

司法職務の養成と促進活動

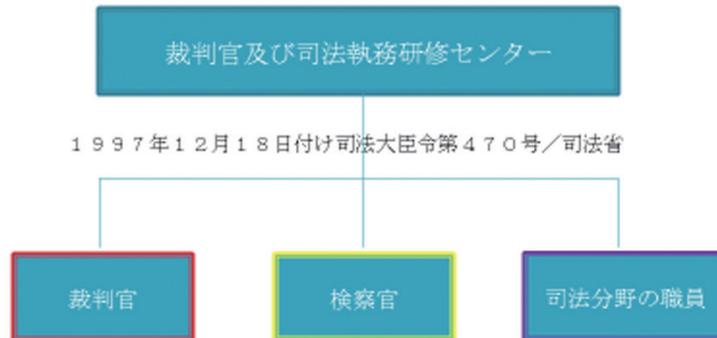
- ▶ 国立司法研修所の歴史
- ▶ 司法職務のカリキュラム作成と促進活動の根拠
- ▶ 改正カリキュラムの比較
- ▶ カリキュラム改正のプロセス



まず、大きなテーマの一つ目として司法職務の養成制度についてです。その中に四つの項目があります。一つ目がこれまでの国立司法研修所の歴史、二つ目が司法職務の養成の根拠、三つ目はカリキュラムの比較、改正、四つ目はカリキュラム改正のプロセスについてです。

なお、今映っている写真は学生が勉強する建物です。ごく一部ではありますが。

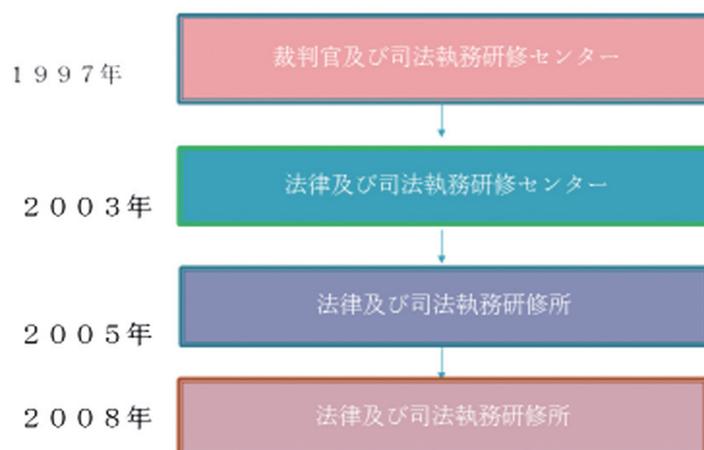
国立司法研修所の歴史



それでは国立司法研修所のこれまでの成り立ちや経緯について紹介したいと思います。

司法省の職務についての研修は、1997年から開始しております。司法省が法律に関する研修を実施することを定める首相令が1997年に出されました。

それを受けて、司法省の大臣が大臣令470号を1997年12月18日に発布し、研修の母体となる、「裁判官及び司法執務研修センター」を設立しました。そのセンターにおいて裁判官や検察官及び司法職員への教育がなされていました。



2008年6月20日付の法律及び司法職務研修所の組織体制・活動範囲に関する省令第030号によれば、当研修所は、司法分野で働く職員を対象に法律知識の教育と司法執務研修の実施そして司法省の**法科大学の学問に関する業務を管轄する。**

2003年には研修を行うセンターの名称が、「裁判官及び司法執務研修センター」から、「法律及び司法執務研修センター」に改名されました。その理由は、司法省が、地方の裁判所を管理する権限を最高裁に渡したためです。

また、2005年には、当時の首相令を受けて司法省の大臣が再度、研修センターの位置づけを変え、改めて名称が変更となり、「法律及び司法執務研修所」に改名されました。

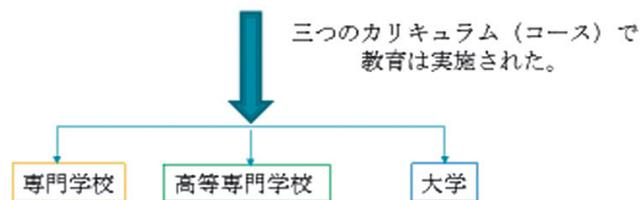
2005年当時の「法律及び司法執務研修所」の役割として、司法省の職員に対する法律分野の研修や司法執務に対する研修を行っていました。

このような研修と並行して、2004年に法科大学が設立されました。これは司法省の大臣令に基づいて設立されたもので、教育スポーツ省からの許可も得ました。

そして2008年に、さきほどの法科大学は正式に法律専門学校（ローカレッジ）となりました。

国立司法研修所の歴史

2008年には、北部、中部、南部の法科大学が2008年8月7日付の司法省大臣令第221号に基づいて設立された。

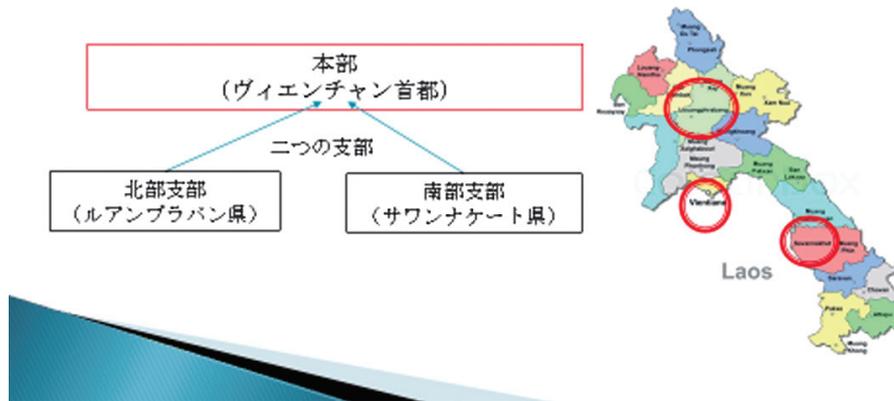


法律及び司法職務研修所がカリキュラムを作成し、教育の実施に関する指導及び監督する。

当時の法律専門学校は、北部、中部そして南部にそれぞれ設置されており、専門学校、高等専門学校、学士レベルの教育を行っていました。この法律専門学校を管轄する権限をもっているのは法律及び司法執務研修所でした。なお、当時の北部というのはルアンパバーン、中部というのはヴィエンチャン首都、南部はサワンナケートでした。

国立司法研修所の歴史

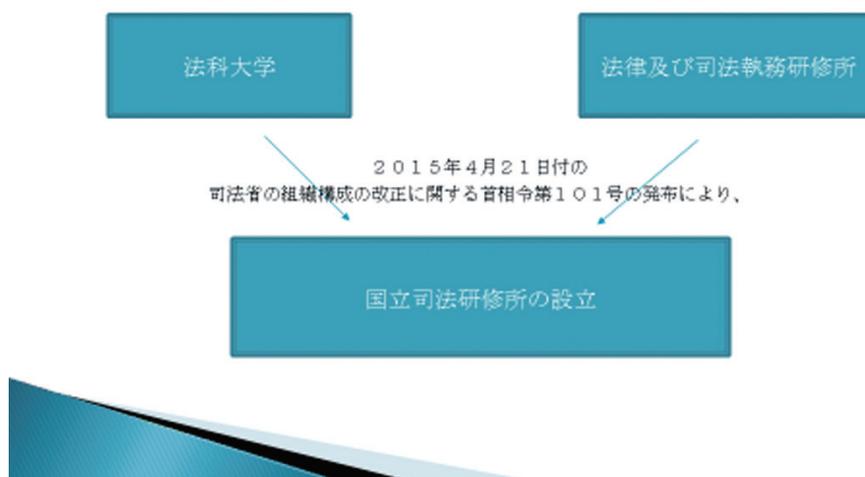
- ▶ 2013年に、先端的な教育コンセプトに適合させ、法教育の量的・質的を向上させるために、司法省は2013年5月22日付の司法大臣令第469号に基づき、三つの法科大学を統合し、司法省の法科大学の名称として設立された。



当初は、北部、中部、南部の学校は別々の機関でしたが、2013年に、カリキュラムや教育の統一性を作るために司法省が3つの法律専門学校を統合させました。このとき、ヴィエンチャン首都が本部とされ、北部のルアンパバーン、南部のサワンナケートはそれぞれ支部とされました。

国立司法研修所の歴史

2008年6月20日付の大臣決定第030号/司法省



そして、第10回共産党大会の決議、2025年までの政府の戦略、そして法の支配を実現するためのマスタープランを実現するために、2015年に、法律専門学校と「法律及び司法執務研修所」が合体して国立司法研修所が設立されました。

司法省

1. 公証局
2. 経済紛争解決センター
3. 官房室
4. 国際協力局
5. 人事局
6. 法律局
7. (法律)普及局
8. 判決執行局
9. 監査局
10. 国立司法研修所
11. 司法制度管理・促進局



2016年には司法省が法律や司法職員の教育を担当するという首相令ができました。当時はスライドでご覧の通り、司法省には官房や各局があり、11の局及びそれと同格の部局がありました。

国立司法研修所

国立司法研修所は2017年5月8日付の司法大臣決定第459号に定める役割に従って活動してきた。その後、状況の変化によって活動内容の一部変更する必要があったため、2020年9月1日付の決定第990号が新たに発布された。当該決定に国立司法研修所の任務について以下の通り定めている。

1. 北部（ルアンプラバン県）、中部（サワンナケート県）及び南部（チャンパサック県）の国立司法研修所の支部の活動を管轄すること；
2. 各レベルの法律専門家を養成すること；
3. 裁判官、検察官及び弁護士そしてその他の職務を養成すること；
4. 全国の司法職務の職員に対する知識や能力を強情させること；
5. 外国や国際機関と協力し、法学及び司法執務に関する共同研究を実施すること。

その後、大臣令に基づいて、司法研修所の位置づけ及び活動が見直されました。それが990号、2020年9月1日の省令です。

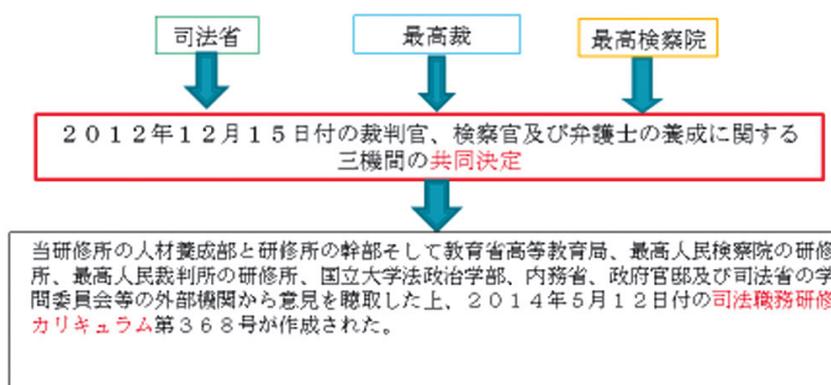
その990号の省令において、国立司法研修所の組織・役割については以下の通り定められました。

まず、本部である国立司法研修所が、北部・中部・南部の支部を管轄することが定められました。支部については、ルアンパバーンが北部、サワンナケートが中部の支部となり、南部にチャンパーサクが新たに追加されました。ヴィエンチャン首都は本部になります。

国立司法研修所で実施される教育としては、①専門学校や高等専門学校、学士の法律家を養成・教育すること、②裁判官、検察官、弁護士となる司法職務になる人の養成、③司法省の職員向けの法律に関する養成・研修の3つです。

そして、国際機関や外国と協力して法学を一緒に研究するという役割も定められました。

司法職務カリキュラム作成の背景と推進活動



これからは、司法職務のカリキュラム作成の根拠を説明します。

2014年には、党の第9回の会議の決議として、法の支配の国家として今後実現するプラン、そして裁判所、検察院の機関同士の会議の決議に基づき、当時法律及び司法職務の研修所が司法省の決議に基づいて、司法職務の養成カリキュラムを初めて作りました。

司法機関である裁判所、検察院及び司法省の間で会議を行って決議が出されたのは2012年の12月15日でした。

まず、その3つの機関が話し合った内容を紹介します。

一つ目は、将来、裁判官、検察官、弁護士になる人に統一的な教育を行い、その管轄は司法省に任せるということです。

二つ目は、その対象者、入学の対象者としては、まず大学卒かつ現役の国家公務員でない人が前提となり、その人が試験を受けて、試験に合格すれば入学することができます。

三つ目は、カリキュラムの中ではまず、合同研修を行います。座学のような形ですが合同研修を行います。その後、個別の職務について個別に勉強する形でした。

四つ目は、カリキュラムに関して、3機関（司法省、裁判所、検察院）が一緒に協力して作ったものが適用されるということです。

ただし、五つ目として、継続研修については、例えば裁判所であれば裁判官の継続研修や書記官の継続研修がありますが、これらの継続研修はそれぞれの機関の職員になってから個別に担当する、裁判官なら裁判所が担当するという形になります。

六つ目は、卒業者、国立司法研修所のこのカリキュラムで卒業したものは優先的に裁判所の職員や検察院の職員に採用される可能性があるということです。

七つ目は、研修の予算に関しまして、司法省の予算で行われるということです。

その3機関の話し合いの合意の書面ですが、更に、その後にも2回目が改訂されますが、直近のものとして、2018年に3機関の合意、決議が出され、その内容は次の通りです。

一つ目は、司法省の大臣が研修を指導する委員会を任命するという事です。

二つ目は、入学（入試）の対象者は、以前は大学の卒業者でしたが、今度は高等専門学校卒でも対応できるということです。なお、現職の裁判官や弁護士、検察院は除かれます。

三つ目は、カリキュラムについて、個別の職務に関しより具体化して、より技術的なものを教えることが決められます。かつ、教育スポーツ省の承認も必要であるということです。

四つ目は、カリキュラムの策定、教官の選定、実務修習や試験（期末試験）の内容など、一般的な教育に関しましては、3機関が一緒に協力して行うとすることです。

五つ目は、卒業者が優先的に裁判所、検察院、弁護士会及び司法省の職員として採用される可能性があるということで、司法省の職員にも優先的に選ばれるということです。

六つ目は、教育の実施予算に関しまして、以前と同様に、司法省の予算と、授業料も徴収しています。外国の機関からの支援も予算に含めて教育が実施されます。

司法職務のキャリアラム作成背景とその推進活動

- ▶ **司法職務研修キャリアラムの目的：**
- ラオスにおける法教育のレベルを高めるためである：具体的には、大学の法学部や法律の高等専門学校での基本的な法教育のレベルを高め、司法職務のレベルまで引き上げること。裁判官、検察官及び弁護士という司法職務の教育を一ヶ所に集中させるためである。これによって司法職務として求められる知識、能力、熟練性や倫理観等の要素が備えられ、法知識をより深く理解し、それぞれの職務が実務上のやり方や技術及び専門知識について統一的な理解が確立される。また社会で起きた紛争の解決や事件手続きについて、それぞれの職務の関係性や相互作用があることを理解してもらう。
- **司法分野の職員養成の不統一問題を解決するためである：**具体的には、司法職務の教育が一箇所に集中して行われなかったことによって、党方針の実施や法令や政府が発表した規則等に対する理解が統一しない、また実務上の紛争解決、事件の処理や法律相談等において完全に矛盾した見解が生じてしまう。また不統一的な法解釈によって不適切な事件処理や不適切な紛争解決が発生してしまい、公正性が確保できないため、社会からの批判を受けることになる。最終的には司法職務との間で、法律の趣旨に従って業務を遂行していないとか、職務上の熟練性がないとか、又はお互いの職務に干渉し過ぎる等で攻め合うことになる。これらの問題を解決するために一箇所で教育を受ける方針が採用された。



すみません、流れが飛んだりしますが、最初に三者、3機関の合意について説明をしました。これから2014年に作成されたキャリアラムの話に入ります。2014年版のキャリアラムの作成に関しては司法機関（裁判所、検察院、弁護士会）が協力して一緒に作りました。

2014年のキャリアラムを作っている趣旨というのは、まず一つ目は法学の、法律の知識を更にレベルアップさせるという趣旨です。具体的には、今までだと、大学を卒業していきなり裁判所や検察院に採用され、すぐ仕事になりますが、その前にもっとステップアップしてから、各機関に入るという趣旨です。

二つ目の趣旨は、法曹三者が同じ場所で教育を受けてもらうということです。

法曹三者が同じところで研修することは、今までの法実務の運用の問題であった、法の解釈が三者によって別々だった、その運用がうまくいかなかったという実情から考えられたものです。三者が別々の理解や別々の解釈をしたことで、判決や結論がバラバラになってしまい社会の司法に対する信頼性が低かったのですが、法曹三者が一つのところで勉強することにより、法の解釈や実務の運用、お互いの仕事がより理解できるようにするというのを目的としたものです。

司法職務カリキュラム作成背景と推進活動

教員、学生及び関係機関からの評価を受けた結果、2014年5月12日付の司法職務研修カリキュラム第368号が改正され、裁判官、検察官及び弁護士
の司法職務研修カリキュラム第079号・2017年1月25日付が作成され
た。

本カリキュラムは法律の高等専門の学位を取得した法律専攻者を対象にして将来、裁判所、検察院の職員や質の高い弁護士に養成するために作られたものである。本カリキュラムにおいて裁判官、検察官及び弁護士の実務的な業が直ちにできるように、法理論や各職務の特有な技術、ノウハウ及び必要な能力を学ぶ。本カリキュラムは「法治国家の構築に向けてクオリティーのある且つ倫理観を持つ司法職員を養成する」というビジョンの下で実施される。

2017年版のカリキュラムの改訂経緯については、一回目のカリキュラムを教えて、2期教育を行った後、教官や学生からのフィードバックを受けて、2017年版の改訂が行われたというものです。

その趣旨は、一つ目が、裁判官、検察官、弁護士に将来なる人が法律の知識を高めて同じ理解や解釈をしてもらうというものです。

二つ目が将来法曹となる人々がそれぞれの職務についてのスキルを勉強して身に付く、検察であれば公訴提起や意見陳述などを職員になる前により理解してもらうことです。

司法職務カリキュラム作成背景と推進活動

2018年12月31日付の裁判官、検察官及び弁護士の司法職務養成カリキュラム第1711号



2015年から実施されてきた裁判官、検察官及び弁護士の司法職務養成カリキュラムの修了者には専門職の証書を取得する。学生の専門的な地位を向上させるため、カリキュラムの重要性の観点から国立司法研修所が裁判官、検察官及び弁護士の司法職務養成カリキュラムを改正する他、判決執行官及び公証人の司法職務養成カリキュラムを新たに作成した。修了生には大学卒より上で給料ランクの4/3に該当する。修了生には裁判官、検察官及び弁護士の特有な能力を身に着ける。また公証人及び執行官養成カリキュラムの導入によって当該分野の実務がよ効率的に運用され、社会の平穏が保たれる。その迅速且つ公正性のある司法制度が確される。

では、次のカリキュラムの改訂版です。こちらは第二回目の改訂ですが2018年に行われました。

2018年版の二回目の改訂の主な内容としては、まず、法曹（弁護士、裁判官、検察官）のカリキュラムに関して2015年の一期生以来2017年までは、卒業生は修了証書しかもらえませんでした。2018年の改訂によってよりランクが上の、卒業証明書のようなものが与えられることになりました。これによって、例えば職員として採用されると給料が以前の卒業生よりは上がるというものです。

2018年の改訂版の中には、法曹三者の職務、司法職務のカリキュラムの他に、判決執行という司法職務及び公証人の職務のカリキュラムが追加されました。

14枚目のスライドの写真ですが、これは一期生と二期生の修了証書の授与式です。

改正カリキュラムの比較

- ・ カリキュラム名の改名
- ・ 2014年の入学条件は法律高等専門学校卒だったが、2018年には法学士（大卒）以上が入学条件になった。
- ・ 第3回目の改正は基本的に2018年版のカリキュラムに基づくものだが、2021年に教育省に承認されたため、卒業証明書を取得でき、大学卒以上である4/3給料ランクに該当する。
- ・ これまでは一期生から六期生までは修了証書を取得したが、教育省に承認された後、専門職の卒業証明書を取得できるようになった。
- ・ 単位数は教育省の「専門職カリキュラムの作成条件」に関する規定に合わせる。
- ・ 当初では理論・実務及び実務修習の割合は6-4-2だったが、2017年以降は5-6-1になった。
- ・ 各場所の実務修習期間が2.5-2-1（か月）から2-2-2になった。
- ・ 科目リスト

カリキュラムの改訂に関する比較について説明します。

比較表も作っておりますが、左から順に古いカリキュラムを載せており、カリキュラム4が最新のカリキュラムです²。

まずその違いについて紹介しますと、名前の違いがあります。2014年版では、「司法職務研修カリキュラム」という名前ですが、2番目のカリキュラムでは、「裁判官、検察院及び弁護士の司法職務研修カリキュラム」という名前に変わりました。3番目のカリキュラムは、「裁判官、検察院及び弁護士の司法職務養成カリキュラム」となりこのときは「養成」という言葉を入れました。2番目は「研修」という短期的な言葉を入れていたので、3番目で「養成」という言葉を入れました。

また、1番目のカリキュラムの対象者、入学条件を有する者について、もともと大学卒

² 添付資料1参照。紙面掲載の都合上、提出された表の形式面を若干修正した。

という定めがあったのですが、実際の一期生の時には、高等専門学校卒の人でも色々な事情を考慮して採用したようです。その年齢については、入学の年齢が33歳未満というのが1番目のカリキュラムで定められていました。

2番目のカリキュラムでは、名目上も高等専門学校の人でも対象とし、1番目のカリキュラムでは年齢が33歳までだったのが、年齢制限なしになりました。

3番目のカリキュラムでは、入学対象者が大学卒の人になります。

2014年版の1番目のカリキュラムは一期生と二期生を対象にして実施しました。

二つ目のカリキュラムは、三期生から六期生までの教育に使っております。

一期生から六期生までは、修了証書しかもらえなかったですが、七期生からは個別の専門分野の学位が無償で与えられます。これによって、国家公務員として採用されますと給料が1ランク上になります。

3番目のカリキュラムでは、基本では以前のカリキュラムとそれほど変わりませんが、単位の数を教育省のやり方に合わせ減少させました。すなわち、2番目のカリキュラムでは、単位数が56.5ありましたが、3番目のカリキュラムでは24単位まで減少させました。

2014年には6, 4, 2という割合で教育が実施されます。つまり、座学が6ヶ月、4ヶ月が実務修習、2ヶ月が期末試験の準備の期間になります。

2番目のカリキュラムの時には、この割合が改正されて、座学が5ヶ月、実務修習が6ヶ月、試験の準備や論文などが1ヶ月になります。これはこの時期、ちょうど、須田大副部長がラオスのJICAの専門家として活動していた頃ですが、JICAプロジェクトの教育改善グループで検討を行い、教育の役割分担を行った結果、その改訂につながったと思います。要するに大学で勉強するレベルの割合と、司法研修所の勉強する割合の見直しが検討されてカリキュラムに反映されたというものです。理論と実務の割合の、教育機関の理論と実務の勉強の役割分担についても教育改善グループが検討した結果を踏まえて、この2番目のカリキュラムに適用されました。司法研修所では理論が4割、6割が実務的な内容になります。

また、実務修習の期間ですが、1番目のカリキュラムは裁判所での実務修習は2.5ヶ月、検察院が2ヶ月、弁護士会が1ヶ月ですが、2番目のカリキュラムではそれぞれ2ヶ月ずつの期間になりました。

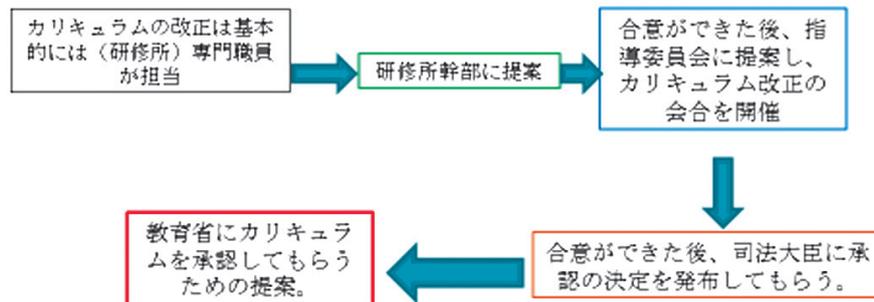
1番目のカリキュラムの中では科目数が33あります。2番目のカリキュラムでは教育の役割分担、教育改善が取り決めたことを反映させて、重複した科目を削除することになり、27科目しか残りませんでした。大学との重複する内容に関しましては司法研修所では削除したということです。

3番目のカリキュラムでは、科目数がちょっと少ないように見えますが、実際の中身は2番目のカリキュラムとそれほど変わらない内容でした。

3番目のカリキュラムはいわゆる形式面の改訂といってもいいと思います。教育省が行っている形式に合わせて、ランクを上にするために教育省に合わせた形で科目数も教育

省に合わせて少なくなったのですが、教える中身はカリキュラム2番とそれほど変わりません。

カリキュラム改正のプロセス



カリキュラム改訂のプロセスについてスライドに沿って説明します。

上の一番左側がまず職員ですね、職員というのはそれぞれ教科を担当する教官や専門職員が一番上の左側の検討をしまして、その次、上の中央、そのときにはマネージメント委員会に対して提案します。マネージメント委員会が検討した後、上の右の方にあります、指導委員会に提出します。指導委員会で承認された後、下の右の方、司法大臣に提案します。司法大臣が承認した後、最後、矢印の最後下の左側である教育省に送り承認を得るとするのが最終段階になります。

作成と改訂は同じプロセスで行われます。

皆さんが気になると思いますが、上の中央緑色のマネージメント委員会がございまして、これは2014年からそういう体制が設けられています。マネージメント委員会と指導委員会がございまして。

まず上の中央のマネージメント委員会は国立司法研修所の所長や裁判所の研修所長、検察院の研修所長、弁護士会の会長が構成員になります。これがマネージメント委員会です。上の右の方、指導委員会というのは、副大臣級の人から構成されます。

このマネージメント委員会と指導委員会の任命は司法省の大臣が行います。

司法職務養成の課題

- このカリキュラムは教育省が承認した専門職（学士より上のレベル）を特化したものである。現在、教育省から承認を受けたのは本研修所と保健大学（保健省）のみである。
- このカリキュラムについて社会からの理解がまだ広がっていない。又は従来のやり方（本研修所の過程を経ずに実務家なる道）を維持したい者もある。
- 学生がカリキュラム内容と修習の獲得目標について十分理解していない。
- 司法職務養成に関する法令や規則がまだ未整備である。
- 修了生を受け入れる公務員の採用枠がまだ少ない。
- 関係機関との連携がまだ十分でない。
- 教材が少ない。そして模擬裁判を実施するためのスタンダード手法がまだ確立されていない。
- 教材作成するための予算がまだ限られている。
- 教官の養成が必要。そして実務教官と学者教官の共同授業がまだ実施されていない。

最後のスライドですが、これはラオスの司法職務に関する課題です。

まず、課題の一つ目は最新のカリキュラムでは教育省が承認した個別の職務の専門的なカリキュラムとして承認されたので、これは極めて、私たちにとって新しいことです。教育省に認められたのは国立司法研修所のカリキュラムと保健省の大学の後のコースのみが認められました。

しかし、この国立司法研修所のカリキュラムや教育に関して関係機関、一般市民から理解されていないところがあり、大学を卒業したら裁判所や検察院に直接就職できると理解する人がたくさん残っています。

また、入学する学生について、自分が入学したら何を勉強できるか、獲得目標に関して、卒業したあとに何を身につけられるかは十分理解できていないところがあります。

司法職務の人になるために、この場合だと法曹になるためには国立司法研修所の教育を受けなければならないというような法律や下位の法令が整備されていません。タイや日本と比べると、ラオスの規定はまだ整備されていないことが分かります。今までの実施は3機関の決定に基づいて行ってただけです。

そして、次の課題ですが、採用の枠、例えば裁判所や検察院の採用枠が十分に確保できていないということです。

さらに、教材や模擬裁判などの実施方法がまだ確立されておらず試行錯誤でやっている状況です。

教材の作成に関する予算がまだ現在では限られているという課題もあります。

教官や教員の養成についてもまだ十分出来ていない、具体的には、理論を教える先生と実務を教える先生の、教える内容の整合性がまだ十分に出来ていないということもあります。

課題の最後として、各機関同士での連携がまだ十分に円滑にっていないということが

挙げられます。

最後には、卒業生のデータを紹介します³。2014年から現在の学生までです。

表に記載したとおりですが、一期生や二期生は入学者も多く卒業生や採用された人も多いですが、四期生、五期生は採用数が見当たらないのはご存じのとおりです。

現在ですが、入学志望者、希望する人の数が非常に激減しております。これは私たちの研修所の課題であると思います。

ご静聴ありがとうございました。

ご静聴ありがとうございます。



³ 添付資料2参照。

カリキュラム比較表

順番	内容	カリキュラム 1	カリキュラム 2
1	作成・改正時期	2014	2016
2	カリキュラム名	司法職務研修カリキュラム第368号/司法省・2014年5月12日付	裁判官、検察官及び弁護士 ¹ の司法職務研修カリキュラム第079号/司法省・2017年1月25日付
3	使用時期	2014-2015 (第一期生) 2015-2016 (第二期生)	2016-2017 カリキュラム改正のため、学生を募集しない 2017-2018 (第三期生) 2018-2019 (第四期生) 2019-2020 (第五期生) 2020-2021 (第六期生)
4	カリキュラムの評価・改正時期	1年後に改正	2年後に改正
5	募集人数	1学年に150名	1学年に150名
6	研修・養成を受ける者の入学条件	<ul style="list-style-type: none"> 政治的信念、倫理観・革命精神のある者； 法学教育の高等専門学校以上の学位を有する者； 健康者や重大な伝染病の感染者でないこと； 33歳未満であること、但し、弁護士になりたい人を除く。 故意により有罪となった判決を受けたことがない者； 弁護士になりたい外国人の場合はラオス語が堪能な方； 国家公務員として採用されていない者。 	<ul style="list-style-type: none"> 政治的信念、倫理観・革命精神のある者； 法学教育の高等専門学校以上の学位を有する者； 健康者や重大な伝染病の感染者でないこと； 故意により有罪となった判決を受けたことがない者； 弁護士になりたい外国人の場合はラオス語が堪能な方； 国家公務員として採用されていない者。
7	選抜方法	法律・司法職務研修所が定めた基準の選抜試験を合格したこと。なお、選抜委員会は以下の機関から構成される： <ul style="list-style-type: none"> - 司法省； - 人民検察院； - 人民裁判所； - 弁護士会 入試の実施時期 <ul style="list-style-type: none"> - 毎年8月頃 - 試験内容：法律の一般知識、職務に關係する法律科目 	最高裁判所の研修所と最高検察院の研修所との協力の下で、国立司法研修所のマネージメントコミッティーが採択した研修所基準の選抜試験を合格すること。

※本誌掲載用に形式に修正を加えた

内容	カリキュラム3	カリキュラム4	カリキュラム1
作成・改正時期	2018	2021	2021
カリキュラム名	裁判官、検察官及び弁護士 ¹ の司法職養成カリキュラム 第1711号/同法省・2018年12月31日付	裁判官、検察官及び弁護士 ¹ の司法職養成カリキュラム 第1711号/同法省・2018年12月31日付（教育・スポーツ省が第4095号/教育省・2021年9月8日付にて専門職務の研修カリキュラムとして承認し、使用を許可した。）	1 公証人の司法職務養成カリキュラム 2 執行官の司法職務養成カリキュラム
使用時期	2021-2022（第七期生）	2021-2022（第一期生）	2021-2022（第一期生）
カリキュラムの 評価・改正時期	2年後に改正	カリキュラム上では2年後に改正と定めているが、教育省に従って1年後にカリキュラムの再評価を行う。	カリキュラム上では2年後に改正と定めているが、教育省に従って1年後にカリキュラムの再評価を行う。
募集人数	1学年に100名	カリキュラム上では1学年では100名と定めているが、教育省には60名にしている。	カリキュラム上では1学年に50名を定めているが、教育省には30名にしている。
研修・養成を受け る者の入学条件	<ul style="list-style-type: none"> ・政治的信念、倫理観・革命精神のある者； ・大学の法学士以上の学位を有する者； ・健康者や重大な伝染病の感染者でないこと； ・故意により有罪となった判決を受けたことがない者； ・弁護士になりたい外国人の場合はラオス語が堪能な者； ・国家公務員として採用されていない者。 	<ul style="list-style-type: none"> ・政治的信念を持つ者； ・大学の法学士を取得し、試験を合格した者； ・健康者や重大な伝染病の感染者でないこと； ・故意により有罪となった判決を受けたことがない者； ・国家公務員として採用されていない 	
選抜方法	最高裁判所の研修所と最高検察院の研修所との協力の 下で、国立司法研修所のマネージメントコミティーが 採択した研修所基準の選抜試験を合格すること。	最高裁判所の研修所と最高検察院の研修所との協力の 下で、国立司法研修所のマネージメントコミティーが 採択した研修所基準の選抜試験を合格すること。	

※本誌掲載用に形式に修正を加えた

順番	内容	カリキュラム1	カリキュラム2
8	<p>授業の実施</p>	<p>教授の実施方法について 授業はフルタイム授業方式、合計12ヶ月間で実施する - 座学期間は6ヶ月間(1008時間) - 実務修習は4ヶ月間(672時間) - 試験、レポートの起案、復習、休暇、見学及び活動等2ヶ月間(336時間) 授業時間の計算について - 1ヶ月に21日程度、一年間には252日(土日103日間、正月、建国記念日及びその他の祝日計10日間を含まない) - 1週間に5日間(月～金曜日)(40時間) - 1日に勉強する時間は8時間 - 授業コマは50分</p>	<p>フルタイム方式授業、合計12ヶ月間(1年間)で実施する - 理論勉強は5ヶ月間、実務修習は6ヶ月間、そして復習、レポートの起案及び活動等1ヶ月間 - 月に4週間 - 1週間に5日間(月～金曜日) - 1日に8時間 - 授業コマは50分</p>
9	<p>科目の分類</p>	<p>科目の分類及び時間数について 1. 基礎的理論科目：288時間； 2. 専門科目：720時間 3. 実務修習：672時間 4. 試験及びレポート起案：336時間 合計：2016時間(6-4-2)</p>	<p>科目の分類について - 基礎的技術科目：64時間(4単位) - 裁判官職務の技術科目：280時間(17.5単位) - 検察官職務の技術科目：280時間(17.5単位) - 弁護士職務の技術科目：280時間(17.5単位) 合計：904時間(56.5単位) - 実務修習 6ヶ月間(裁判所2ヶ月半、検察院2ヶ月及び弁護士会1ヶ月半)(5-6-1)</p>

※本誌掲載用に形式に修正を加えた

内容	カリキュラム3	カリキュラム4	カリキュラム1
授業の実施	フルタイム方式授業、合計12ヶ月間（1年間）で実施する -月に4週間 -1週間に5日間（月～金曜日） -1日に7時間 -授業コマは50分	フルタイム方式授業、合計12ヶ月間（1年間）で実施する -月に4週間 -1週間に5日間（月～金曜日） -1日に7時間 -授業コマは50分	
科目の分類	一般知識系科目（4単位） 専門基礎系科目（12単位） 選択系科目（2単位） 模擬裁判（2単位） 実務修習（2単位）（裁判所2ヶ月、検察院2ヶ月及び弁護士会2ヶ月） レポート起案（2単位） 合計：24単位 理論の1単位（16時間） 実習の1単位（32-48時間） 実務修習の1単位（48-96時間）	一般知識系科目（4単位） 専門基礎系科目（12単位） 選択系科目（2単位） 模擬裁判（2単位） 実務修習（2単位）（裁判所2ヶ月、検察院2ヶ月及び弁護士会2ヶ月） レポート起案（2単位） 合計：24単位 理論の1単位（16時間） 実習の1単位（32-48時間） 実務修習の1単位（48-96時間）	

※本誌掲載用に形式に修正を加えた

順番	内容	カリキュラム1	カリキュラム2
10	<p>科目の詳細</p>	<p>基礎的理論科目（288時間）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 司法職員の政治倫理及び革命信念 2. 司法職務（法曹）倫理 3. 検察官職務 4. 裁判官職務 5. 弁護士職務 6. 職務遂行における裁判官、検察官及び弁護士の連携 7. 刑事事件手続き 8. 民事事件手続き 9. 少年事件手続き 10. 司法分野における国際協力 <p>専門科目（720時間）</p> <p>民事系科目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 民事事件手続き 2. 民事事件における弁護士の書類の起案術 3. 調停術 4. 民事事件における意見陳述書及び命令について／検察院、裁判所、弁護士 5. 民事事件における事情聴取（取調べ）技術 6. 民事事件における弁護術 7. 民事事件ファイルの検討 8. 民事裁判に関する技術 9. 民事判決起案術 10. 民事事件における弁護士の法律相談の技術 11. 民事事件における検察院の監査及び民事判決の執行業務 	<p>基礎技術の科目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 政治倫理及び革命信念 2. 司法職務（法曹）倫理 3. 裁判官、検察官及び弁護士の連携 4. 司法分野における国際協力 <p>裁判官職務技術の科目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 裁判官職務 2. 裁判官による事件手続きの進行 3. 裁判官の事件ファイル検討技術 4. 裁判官の証拠収集、証拠の評価技術 5. 裁判官の調停術 6. 裁判官の公判技術 7. 裁判所の書類及び決定書の起案術 <p>検察官職務技術の科目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 検察官職務及び一般監査 2. 少年事件手続き 3. 検察官の刑事事件手続きの進行技術 4. 検察官の事情聴取・取調べ術 5. 犯罪の構成要件分析、犯罪の特定及び公訴提起 6. 検察官の刑事事件ファイル検討術 7. 刑事事件における各種の令状及び意見陳述書の起案 8. 民事事件の事件ファイル検討及び意見陳述書起案

※本誌掲載用に形式に修正を加えた

内容	カリキュラム 3	カリキュラム 4	カリキュラム 1
<p>科目の詳細</p>	<p>一般知識系科目： 1. 司法職務（法曹）倫理、政治倫理及び革命信念 2. 司法分野における国際協力、裁判官、検察官及び弁護士 の連携</p> <p>専門基礎系科目： 1. 刑事事件における検察官の技術 2. 刑事事件における弁護士の技術 3. 刑事事件における裁判官の技術 4. 民事事件における弁護士の技術 5. 裁判官及び検察官の民事事件における事件処理技術 6. 法律相談技術</p> <p>選択系科目： 1. 検察官職務技術を専攻 2. 裁判官職務技術を専攻 3. 弁護士職務技術を専攻</p>	<p>一般知識系科目： 1. 司法職務（法曹）倫理、政治倫理及び革命信念 2. 司法分野における国際協力、裁判官、検察官及び弁護士 の連携</p> <p>専門基礎系科目： 1. 刑事事件における検察官の技術 2. 刑事事件における弁護士の技術 3. 刑事事件における裁判官の技術 4. 民事事件における弁護士の技術 5. 裁判官及び検察官の民事事件における事件処理技術 6. 法律相談技術</p> <p>選択系科目： 1. 検察官職務技術を専攻 2. 裁判官職務技術を専攻 3. 弁護士職務技術を専攻</p>	

※本誌掲載用に形式に修正を加えた

順番	内容	カリキュラム 1	カリキュラム 2
11	科目の詳細	<p>刑事系科目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 刑事事件手続き 2. 少年事件手続き 3. 刑事の事件ファイル検討／検察院・裁判所 4. 刑事事件における捜査及び取調べ術 5. 犯罪の構成要件の分析及び犯罪の特定 6. 刑事事件における弁護術 7. 刑事事件における意見陳述書及び令状の起案術 8. 公訴提起 9. 刑事裁判に関する技術 10. 刑事事件における法律相談技術 11. 刑事事件の判決起案術 12. 刑事事件における検察院による一般監査及び刑事判決の執行 <p>実務修習（672時間） 試験及びレポート起案（336時間）</p>	<p>弁護士職務技術の科目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 弁護士職務 2. 弁護士の弁護技術 3. 弁護士の事件ファイル検討術 4. 弁護士の相談術 5. 弁護士の書類の起案術 6. 弁護士の事件手続きの参加技術 7. 法律事務所 8. 法的無償援助

※本誌掲載用に形式に修正を加えた

順番	内容	カリキュラム1	カリキュラム2
12	<p>教育の評価及び修了</p>	<p>各科目における評価方法はパーセンテージで付けられる。具体的には以下の通りである：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 修習生の授業参加の態度が30%； - 各授業の最終回に行われる期末テストと修了試験が60%； - 出席が10%、これは担当教官及び学科の委員会の評価する。 <p>全科目の平均点数が50%以上の成績を獲得し、良い態度、修習生の規則をきちんと守っていること、教育に関する義務の履行を完了すること、修習期間中に故意による犯罪で刑事手続きに付されないこと等で修習過程を完了すると認められる。そして、司法職務（法曹）養成カリキュラムの修了証書が付与される。</p> <p>修了試験で1位から50位までの修習生には司法職務（裁判官、検察官及び弁護士）の中から優先的に選ぶことができる。</p> <p>51位から100位までの修習生はその第二の優先順位とし、101位から150位の修習生には最後に職務を選ぶことになる。</p>	<p>カリキュラムを修了するには、修習生がカリキュラム時間数の全部を満たさなければならない。そして、累計平均成績は70点又はCグレード以上でなければならない。</p> <p>カリキュラムの時間数の80%以下出席したこと及び累計平均成績が60点以下又はグレードD+を持つ者は修了しないとみなす。</p> <p>各期には各科目の授業において評価が行われる。具体的に、評価方法は2つの方式がある。まず、授業の進行中に継続的な小テスト方式、修習生の授業参加（発言等）態度、各授業の最終回で行われる期末試験。</p> <p>各授業の点数についてはパーセンテージで付けている。なお、継続的な小テスト30%、授業の参加態度の点数10%、授業最終回の試験60%である。これについては教官と学科の幹部が評価する。</p>

※本誌掲載用に形式に修正を加えた

内容	カリキュラム 3	カリキュラム 4	カリキュラム 1
<p>教育の評価 及び修了</p>	<p>修習過程を修了するには、修習生がカリキュラム時間の全部を満たさなければならない。そして、累計平均成績は70点又はCグレード以上でなければならない。</p> <p>カリキュラムの時間数の80%以下出席したこと及び累計平均成績が60点以下又はグレードD+を持つ者は修了しないとみなす。</p> <p>各期には各科目の授業において評価が行われる。具体的に、評価方法は2つの方式がある。まず、授業の進行中に継続的な小テスト方式、修習生の授業参加（発言等）態度、各授業の最終回で行われる期末試験。</p> <p>各授業の点数についてはパーセンテージで付けている。なお、継続的な小テスト30%、授業の参加態度の点数10%、授業最終回の試験60%である。これについては教官と学科の幹部が評価する。</p>	<p>修習過程を修了するには、修習生がカリキュラム時間の全部を満たさなければならない。そして、累計平均成績は70点又はCグレード以上でなければならない。</p> <p>カリキュラムの時間数の80%以下出席したこと及び累計平均成績が60点以下又はグレードD+を持つ者は修了しないとみなす。</p> <p>各期には各科目の授業において評価が行われる。具体的に、評価方法は2つの方式がある。まず、授業の進行中に継続的な小テスト方式、修習生の授業参加（発言等）態度、各授業の最終回で行われる期末試験。</p> <p>各授業の点数についてはパーセンテージで付けている。なお、継続的な小テスト30%、授業の参加態度の点数10%、授業最終回の試験60%である。これについては教官と学科の幹部が評価する。</p>	

※本誌掲載用に形式に修正を加えた

NIJ 学生数 (2019年4月まで)

	2014-2015	2015-2016	2017-2018	2018-2019	2019-2020	2020-2021	2021-2022
	第一期	第二期	第三期	第四期	第五期	第六期	第七期
受験者数	192	291	341	274	46		
合格者数	146	200	175	146	41 (女性10)	43 (女性20)	29
新入生	0	0	0	0	0		
卒業者数 (合計)	125 (女性31)	170 (女性59)	151 (女性51)	113 (女性39)	36 (女性9)		
1) 裁判官	38 (女性6)	34 (女性12)	1 (女性0)	-	-		
2) 検察官	2	1	2	-	-		
3) 弁護士	21 (女性4)	15 (女性3)	20 (女性4)	-	-		
4) その他、見習弁護士	5 (女性1)	13 (女性3)	20 (女性4)				
	カリキュラム1 使用 6-4-2	カリキュラム1 使用 6-4-2	カリキュラム2 使用 5-6-1	カリキュラム2 使用 5-6-1	カリキュラム2 使用 5-6-1	カリキュラム2 使用 5-6-1	教育・スポーツ省 が2021年に承認したカリキュラム3使用
	2014	2014	2017	2017	2017	2017	2018

卒業者数の減少理由は中退

カリキュラム改正のタイミングは各カリキュラムに定められている。

第1回目のカリキュラム改正の理由は理論勉強と実務修習の割合を調整するためである。

2021年に教育・スポーツ省が承認したカリキュラム3は基本的に2017年のカリキュラム2と似ている。